

第44号議案

東三河都市計画ラグーナ蒲郡地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び蒲郡市特別用途地区建築条例の一部改正について

東三河都市計画ラグーナ蒲郡地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び蒲郡市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年6月10日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

東三河都市計画ラグーナ蒲郡地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び蒲郡市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

建築基準法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

東三河都市計画ラグーナ蒲郡地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例及び蒲郡市特別用途地区建築条例の一部を改正する条例

(東三河都市計画ラグーナ蒲郡地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正)

第1条 東三河都市計画ラグーナ蒲郡地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成14年蒲郡市条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表中「第130条の9の2」を「第130条の9の3」に改める。

(蒲郡市特別用途地区建築条例の一部改正)

第2条 蒲郡市特別用途地区建築条例（平成12年蒲郡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「第130条の9の3」を「第130条の9の4」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月23日から施行する。